二　次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

イ　第十八条第一項第二号イ又はロに掲げる者

ロ　前条第二号ハに掲げる者

ハ　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

三～六　（略）

（技能検定の申請）

第二十条　（略）

２　（略）

３　第六条第三項又は第四項の規定により試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受ける資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

４　（略）

別表（第六条の二、第六条の三関係）

一　（略）

二　実技試験の受験者が受験前に待機するための部屋

三～七十三　（略）

二　第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

（新設）

（新設）

（新設）

三～六　（略）

（技能検定の申請）

第二十条　（略）

２　（略）

３　第六条第三項、第五項又は第六項の規定により、試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受ける資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

４　（略）

別表（第六条の二、第六条の三関係）

一　（略）

二　口述試験又は実技試験の受験者が受験前に待機するための部屋

三～七十三　（略）

第一号様式中「又は第５項」を削り、「第６条第６項」を「第６条第４項」に改め、同様式注２中「かく書」を「楷書」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（整備管理者の資格） **第三十一条の四**　法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないこととする。 一　（略） 二　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。 三　（略） （認証基準） **第五十七条**　法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。 一～六　（略）	（整備管理者の資格） **第三十一条の四**　法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないこととする。 一　（略） 二　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。 三　（略） （認証基準） **第五十七条**　法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。 一～六　（略）